

全国子ども会連合会設立50周年記念式典 ～情報交換会・視察・合同部会・ご宿泊のご案内～

拝啓

初夏の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。この度は「全国子ども会連合会設立50周年記念式典」が伊香保温泉にて開催されますことを心からお祝い申し上げます。

つきましては、全国から本式典にご参加されます皆様方の便宜を図る為に、情報交換会、視察・合同部会、宿泊、交通等のお世話を（一財）群馬トラベルセンターにてお手伝いさせていただく事になりました。

心に残る素晴らしい式典となりますよう、皆様方をお迎えする所存でございます。本式典が皆様にとって実り多きものとなりますよう、心よりご祈念申し上げます。

敬具

一般財団法人 群馬トラベルセンター
理事長 齊藤 正己

1. お申し込み方法及び 締切日

式典参加及び宿泊等のお申込は、別紙「参加・宿泊・視察等申込書」にて、お住まいの都道府県・指定都市の子ども会連合組織の事務局まで、FAX または郵送にてお願い致します。

（電話でのお申込は間違い防止の為にご遠慮願います）尚、個人情報保護の観点から、お申込書を FAX される場合には番号の押し間違いにご注意ください。

◆締切日 平成27年8月17日（月）

この締切日は、群馬トラベルセンターへの申込締切日です。
お住まいの都道府県・指定都市子ども会連合組織ごとに独自にお申込み締切日を設けておりますのでご注意ください。

2. お支払いについて

お申込受付後、平成27年9月中旬頃までにお申込内容の確認書面・請求書等をお申込代表者様へ送付いたします。当該書面が届き次第、内容をご確認の上、平成27年9月30日（水）までにお振込ください。

3. 各参加料金・変更・取消について

変更・取消につきましては、お申込みいただいた都道府県・指定都市子ども会連合組織まで、トラブル防止の為、FAXにてお願い致します。（電話での変更・取消はご容赦願います）尚、個人情報保護の観点から、お申込書を FAX される場合には番号の押し間違いにご注意いただき、送信後はお手数ですが、ご連絡先まで着信確認をお願い致します。

取消の場合、下記の取消料が発生しますのでご注意をお願いいたします。

■ご宿泊の方

○10/17（土）情報交換会に参加して宿泊なさる場合		¥12,830	/	お一人様	/	税込
○10/17（土）情報交換会に参加しないで宿泊なさる場合	...	¥19,590	/	お一人様	/	税込
○10/18（日）宿泊料金		¥13,110	/	お一人様	/	税込

取消日	4日前まで	3日前から	ご宿泊前日	当日及び無連絡
取消料	無 料	宿泊代の20%	宿泊代の50%	宿泊代の100%

■視察・合同部会にご参加の方

○視察研修コース（Aコース）		¥1,700	/	お一人様	/	税込
○視察研修コース（Bコース）		¥1,100	/	お一人様	/	税込
○合同部会（各コース）※お弁当を申し込まれる方		¥810	/	お一人様	/	税込

取消日	10月10日まで	10月11日から16日まで	前日及び当日
取消料	無 料	参加費の50%	参加費の100%

■情報交換会にご参加の方

○参加費（受賞者ご本人は全子連が負担します）		¥10,000	/	お一人様	/	税込
------------------------	-------	---------	---	------	---	----

取消日	10月14日まで	10月15日から
取消料	無 料	参加費の100%

4. 旅行条件書（要約）

この旅行は、一般財団法人群馬トラベルセンター（以下「当社」といいます）が、旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

●お申込みの方法と契約の時期

（１）旅行のお申込みは所定の申込書にご記入いただき、所定の期日までに旅行代金をお振込ください。

旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金（本ツアーは旅行代金全額）を受領した時点で契約が成立となります。

（２）申込金は「旅行代金」または「取消料」の一部または全部として取り扱います。

（３）団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から旅行申込があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

●ご旅行代金のお支払い方法

当社からお送りするご請求書に基づき、所定の期日までにお振込み下さい。

（その際の振込手数料はお客様負担とさせていただきます）

●旅行代金に含まれるもの

（１）旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、観光料金及び消費税等諸税

（２）添乗員が同行するコースでは、添乗員諸経費、団体行動中の必要な心付けを含みます。

（３）上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

●当社の責任

（１）当社は旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

（２）お荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して１４日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様１５万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

（３）お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負うものではありません。

●お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

●特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金と入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかる損害補償金を支払います。なお、現金、貴重品、重要書類、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。また、以下の場合は含みません

１．細菌性食物中毒によるもの

２．当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害

●旅程補償

当社はパンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款に掲げる（「変更補償金の支払いが必要となる変更」）重なる変更が生じた場合は同条に定める所による変更補償金を旅行終了日の翌日から３０日以内に支払います。

●基準日

この旅行条件、２０１５年７月１日を基準としております。

旅行企画・実施



群馬県知事登録 第2-105号 全国旅行業協会正会員

群馬トラベルセンター

本店営業所：〒371-0852 前橋市総社町総社 2905 TEL:027-252-7111

総合旅行業務取扱管理者 長沼 克則